

就学相談Q & A

Q 1：相談に当たり必要なものがありますか？

A 1：お子さんの様子が分かる資料（発達検査の結果、診断書、各種手帳など）がありましたら、初回面談時にお持ちください。また、小学校の就学相談の際、初回面談時に母子手帳をお持ちください。

Q 2：就学支援委員会では、どのような検討が行われますか？

A 2：就学支援委員（特別支援学級設置学校長、特別支援学級教員、医師、心理士等）が、初回面談や園・学校での様子等から、お子さんの教育的ニーズに適した学びの場について検討します。様々な意見から、お子さんが学ぶ場として通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の中で、現時点で最も適している場を判断します。

就学支援委員会終了後、担当の職員から委員会で検討した内容や判断を保護者にお伝えします。

Q 3：就学支援委員会が出された判断のところにしか就学できませんか？

A 3：就学支援委員会の判断と異なる学びの場へ就学を希望される場合には、就学支援委員会の判断を踏まえ、保護者の希望やお子さんに必要な支援等を保護者、就学希望校、教育委員会の三者で十分に確認した上で決定されます。

Q 4：特別支援学級や特別支援学校の見学はできますか？

A 4：小学校・中学校の特別支援学級については、学校公開や個別に学校へ連絡して頂くことで見学を行うことが可能です。（学校公開の日時は、各学校へお問い合わせください）

都立特別支援学校のご見学を希望される方は、各学校へお問い合わせください。

Q 5：就学後、学ぶ場の変更はできますか？

お子さんの教育的ニーズについて、在籍校と保護者が十分に話し合い、学ぶ場を変更する必要があると双方が判断した場合、転学相談の手続きを進めることになります。在籍校の先生とよくご相談ください。

Q 6：特別支援学級（知的）と特別支援教室の違いは何ですか？

対象となるお子さん、指導内容が異なります。

特別支援学級（知的）は、知的発達に課題のあるお子さんが対象です。特別支援学級（知的）に在籍するお子さんは、基本的に毎日特別支援学級（知的）の中で

過ごします。少人数での授業を行い、生活面や学習面で自立できるよう、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かい指導を行っています。

特別支援教室は知的発達に遅れがなく、通常の学級での学習に概ね参加できるものの、発達の特性により一部特別な支援を必要とするお子さんが対象です。指導に応じて通常の学級の授業を抜けて、お子さんの苦手を克服するための指導を在籍校内の特別支援教室にて受けます。

7 . その他

就学相談について詳しく知りたい方は、学務課相談係までお問い合わせください。